

議案第二十号

港区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

港区特別工業地区建築条例（平成十五年港区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「第六号まで」を「第三号まで又は同条第十一項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

（説 明）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部改正を踏まえ、特別工業地区内で建築してはならない建築物の範囲を改めるため、本案を提出いたします。